


日本学生支援機構給付奨学金（高等教育の修学支援新制度）2023年度適格認定（学業成績）  
におけるやむを得ない事情の申告について

日本学生支援機構給付奨学金（高等教育の修学支援新制度）適格認定（学業成績）対象の皆  
さんへ

本制度の対象者について学年末に学業成績に基づき、「適格認定（学業成績）」を行い、日本  
学生支援機構給付奨学金、授業料等減免を継続できるかどうかを判定いたします。（適格  
認定基準については『日本学生支援機構給付奨学金適格認定（学業成績）基準』を参照  
してください。

なお、学業不振に「斟酌すべきやむを得ない事情」があったと本学が判断する場合は、学力  
基準を満たす者として取り扱います。

つきましては、学業不振の理由に「斟酌すべきやむを得ない事情（災害、傷病その他のやむ  
を得ない事由等）」があった場合は、『日本学生支援機構奨学金「適格認定」におけるやむを  
得ない事情の申告書』を印刷後に記入し、証明書を添えて2月29日（木）までに学生課奨  
学金担当に提出してください。

なお、証明書が間に合わない場合、制度、手続きについて不明の場合は電話で問い合わせ  
てください。

※斟酌すべきやむを得ない事由がない方（添付できる証明がない方）は提出不要です。


※申し出がなかった場合は、学業不振に「やむを得ない事由」はないものとして取り扱いま  
す。

※申し出があった場合も、学業不振の理由として斟酌すべきか否かは本学にて判定するた  
め、認められるとは限りません。

※留年の年度に申し出が認められた場合は、留年期間も修業年限に通算されます。修業年限  
以上は、高等教育の修学支援新制度を受けることはできません。

薬学部（例）修業年限6年 1～5回生までで留年1年 ⇒ 最大5回生で終了

薬学部以外 修業年限4年 4回生で留年 ⇒ 最大4回生のため、4年で終了

提出書類 (1)日本学生支援機構奨学金「適格認定」におけるやむを得ない事情の申告書 

(2)やむを得ない事情の証明書類（必須）

医師による診断書、病院の入院証明、民生委員の証明等

提出期日 **2024年2月29日（木） 期日厳守**

提出方法 学生課窓口

郵送

※レターパック、簡易書留他、特定記録の残る形態での郵送可。  
普通郵便で送らないでください。

提出先 〒584-8540  
大阪府富田林市錦織北3丁目11-1  
大阪大谷大学 学生課 奨学金担当

窓口、電話 受付時間 月～金 9：00～11：20、12：20～17：30  
土 9：00～12：30

大阪大谷大学 学生課  
TEL：0721-24-0384  
E-mail：shougakukin@osaka-ohtani.ac.jp